

別紙 1－2 持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援

第 1 事業の実施方針

将来にわたる持続的な種子生産や多様なニーズに対応した生産・供給体制を構築するため、新規種子生産者の参入促進や気候変動対応品種・多収品種等の種子生産の取組を支援する。

第 2 事業の内容

1 本事業は、

- ① 気候変動に対応した品種や多収品種等の多様なニーズに対応した稲、麦類及び大豆の新規導入品種への転換に必要な種子生産・供給体制を構築するための取組や必要となる機械の導入を支援する新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援
- ② 新たに種子生産に取り組む農業者に対して支援する種子生産への新規参入の促進支援

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等は以下に定めるとおりとする。

(1) 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援

I のとおりとする。

(2) 種子生産への新規参入の促進支援

II のとおりとする。

2 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 高温耐性品種

(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種又は従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種。

(2) 多収品種

栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収よりおおむね 1 割以上高い品種。

(3) 米粉用品種

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年 4 月 1 日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）」で定める米粉用向け専用品種。

I 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援

第1 事業の内容

1 取組主体

事業に取り組む主体（以下「取組主体」という。）は、以下に定める要件を満たすものとする。

（１）次のいずれかの団体であること。

ア 都道府県

イ 農業者の組織する団体

ウ コンソーシアム

エ 公益社団法人

オ 公益財団法人

カ 一般社団法人

キ 一般財団法人

ク 独立行政法人

ケ その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体

（２）事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

（３）代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること。

（４）（１）のイの者については、以下に掲げる者をいう。

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。以下同じ。）の組織する団体

（５）（１）のウの者については、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 実需者及び農業者を必須の構成員とし、その他研究開発機関、地方公共団体等により構成されていること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（６）受益農業従事者（原則年間150日以上農業（販売・加工等を含む。）に従事している者をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

（７）その構成員（構成員が個人である場合にはその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 事業の取組内容

本事業において対象となるのは高温耐性品種、多収品種、米粉用品種等の稲、麦類及び大豆の種子とし、取組主体は、気候変動に対応した品種や多収品種等の多様なニーズに対応した稲、麦類及び大豆の新規導入品種への転換のため、以下の各事業メニューの中から必要な取組を選択して実施するものとする。

(1) 検討会の開催等

気候変動に対応した品種や多収品種等の多様なニーズの需要動向に対応した稲、麦類及び大豆の新規導入品種への転換に向けた検討会の開催を行う。また、必要に応じて先進地の調査を行う。

(2) 栽培実証を行うほ場の設置

当該種子の効率的な生産技術を確立するため、栽培方法の実証を行うほ場を設置する。

(3) 栽培マニュアルの作成

当該種子の生産技術を普及するため、マニュアルの作成を行う。

(4) 栽培技術講習会の開催

当該種子の生産技術を普及するため、栽培技術講習会を行う。

(5) 実需者側との品質評価検討

当該品種や種子の品質等に関する評価検討会を実需者で行う。

(6) 農業機械等の導入

当該種子の生産に必要な農業機械等の導入又はリース導入（以下「導入等」という。）を行う。

3 補助要件

(1) 事業の対象となる稲、麦類又は大豆が、高温耐性品種、多収品種、米粉用品種等であり、事業取組地域において、新規に導入する品種であること。

(2) 交付の対象となる期間は、交付金の交付の決定があった年度の4月1日から3月31日までとする。

(3) 農業機械等の導入等に係る要件

本事業の取組に必要な農業機械（アタッチメントを含む。）又は施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入等に要する経費を補助するものとする。

なお、国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組及び取組の実施や経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組については、補助対象としないものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ア 導入等する機械等ごとに50万円以上とし、補助上限は1,000万円までとする。

イ 導入等する機械等については、原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、取組主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過

期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 補助率

補助率は、機械等の導入費用の1/2以内とする。リース導入の場合は、物件相当額の1/2以内とする。

4 成果目標

（1）本事業の成果目標は、事業実施の開始年から起算して4年以内に一般栽培用に種子を供給することとする。

（2）事業実施期間は、3年以内とする。

5 機械等の導入等に係る留意事項

（1）機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

ア 導入等する機械等の能力・規模が、受益農業従事者数、受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最小限なものであること。

イ 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。

ウ 機械等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札を実施することとし、それが困難な場合は、複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

エ 導入等する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

オ 取組主体が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

カ スマート農機（コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT 機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）等を導入等する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、取組主体（取組主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸し付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ 農業機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してコンバインを導入等する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している又は整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

ク 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

ケ 取組主体は、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175

号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

コ 取組主体は、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀類用循環型）を本事業で導入する場合には、安全性検査合格機から選定することとし、その際は「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知）の定めるところによるものとする。

（2）機械等を導入する場合の留意事項

ア 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

イ 取組主体は、機械等の導入を行った場合は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別記様式第10号に定める財産管理台帳の写しを都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

ウ 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入する場合については、次によるものとする。

（ア）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、取組主体と都道府県知事が協議するものとし、当該事項を変更する場合にあっても同様とする。

（イ）取組主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

取組主体負担（事業費－補助金）／当該機械等の耐用年数＋年間管理費

（ウ）賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

（3）機械等をリース導入する場合の留意事項

ア 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

$$\begin{aligned} \text{リース料助成額} &= \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \\ &\quad \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \\ &\quad \times \text{助成率（1／2 以内）} \end{aligned}$$

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

$$\begin{aligned} \text{リース料助成額} &= (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \\ &\quad \times \text{助成率（1／2 以内）} \end{aligned}$$

ウ 取組主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械等を納入する事業者を一般競争入札の実施又は複数の業者（原則３者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

エ 取組主体は、ウの選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

オ 取組主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

第２ 事業実施計画等

１ 事業実施計画等の作成

- （１）本要領本体第５の１に基づき、取組主体は別添１－１により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- （２）都道府県知事は（１）により提出された事業実施計画を交付等要綱第７第１項に基づき作成した交付申請書に添えて地方農政局長等に提出する。

２ 事業実施計画の変更

交付等要綱第13に定める重要な変更に係る手続は、交付等要綱別表１に掲げる変更がある場合に行うものとする。

第３ 点検評価等

１ 事業実施状況の報告

- （１）取組主体は、本要領本体第６の１に基づき、実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により都道府県知事に報告するものとする。
- （２）都道府県知事は、（１）により取組主体から事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該取組主体に対して必要な指導を行うものとする。
- （３）都道府県知事は、（２）による報告点検結果について、報告があった年度の７月末までに、別添１－２により、地方農政局長等に報告するものとする。
- （４）（３）により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、成果目標の達成等が見込まれないと判断した時は都道府県知事に対して必要な指導を行うものとする。

２ 事業の評価

- （１）取組主体は、本要領本体第７の２に基づき、自己評価を行い、評価報告書により

都道府県知事に報告するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)により取組主体から評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該取組主体に対して必要な指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)による報告点検結果について、報告があった年度の7月末までに、別添1－2により、地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 都道府県知事は、目標年度において取組主体が成果目標を達成していないと判断する場合、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添1－3により提出させるものとする。
- (5) 都道府県知事は、(4)により取組主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、(3)及び(5)により報告のあった場合には、成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、都道府県知事に対して必要に応じて指導・助言を行うものとする。
- (7) 地方農政局長等は、(3)及び(5)により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。
また、(6)の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

- (1) 予算の範囲内において、(2)により算定する交付金を本要領本体別表2に定める事業実施主体に交付するものとする。
- (2) 事業実施主体への本交付金の交付額は、別添4に掲げる方法より算定する。
- (3) 国は、地方農政局長等が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- (4) (1)による交付金の交付後において予算に残額（以下「予算残額」という。）がある場合又は事業実施主体から交付金の減額若しくは返還（以下「減額等」という。）を受けた場合は、当該予算残額又は減額等を受けた額について、ほかの事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

- (1) 受益者は、取組主体による交付申請の際に、チェックシート（農業経営体は別添3－1、民間事業者・地方自治体等は別添3－2）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出すること。

また、取組主体による補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定による実績報告（以下単に「実績報告」という。）

の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、取組主体に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

- (2) 取組主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、都道府県知事に提出すること。

3 推進指導等

- (1) 都道府県知事は、取組主体の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に該当する取組主体が新たに本事業の実施を要望する場合において、取組主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、取組主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該取組主体について、第1の1の(2)の体制を有しないものとして事業の実施を認めないものとする。
- (3) 都道府県知事は、取組主体に対し、受益者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

4 留意事項

取組主体は、種子の生産に当たっては、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第933号）」を遵守するものとする。また、生産のほか、登録品種や種子の販売等を行う場合においては、種苗法の関係規定を遵守するものとする。

Ⅱ 種子生産への新規参入の促進支援

第1 事業の内容

1 取組主体

取組主体は、以下に定める要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかの団体であること。

- ア 都道府県
- イ 農業者の組織する団体
- ウ 地域農業再生協議会
- エ コンソーシアム
- オ 公益社団法人
- カ 公益財団法人
- キ 一般社団法人
- ク 一般財団法人
- ケ その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(3) 代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること。

(4) (1) のイの者については、以下に掲げる者をいう。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農事組合法人
- エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- オ 特定農業法人及び特定農業団体
- カ その他農業者の組織する団体

(5) (1) のウの者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3に定める担い手育成総合支援協議会をいう。

(6) (1) のエの者については、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

- ア 実需者及び農業者を必須の構成員とし、その他研究開発機関、地方公共団体等により構成されていること。
- イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
- ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(7) その構成員が暴力団員でないこと。

2 補助要件

(1) 交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付対象者」という。）は、新たに種子生産に取り組む受益農業従事者とする。

(2) 交付単価等

ア 交付単価は2万円/10a以内とする。ただし、交付対象者の申請に当たっての上限面積は1haとする。

イ 全国で交付の申請のあった総額が国の交付上限額を上回る場合、国は、予算の範囲内で、取組主体に対する交付金の交付額の調整を行うものとし、取組主体は交付額の範囲内で交付対象者に交付するものとする。

(3) 対象農地の考え方

ア 収穫を行う年度を事業実施年度とし、種子生産に取り組んだ面積を対象農地とする。

イ 交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地の面積は含めない。

(4) 取組主体は、交付対象者が種子生産に適切な栽培管理を行っているか、確認・指導を行うものとする。

(5) 交付の対象となる期間は、交付金の交付の決定があった年度の4月1日から3月31日までとする。

3 成果目標

(1) 本事業の成果目標は事業実施年から4年間種子生産を継続することとする。

(2) 事業実施期間は、5年間とする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画等の作成

(1) 交付対象者は、別添2-1により交付申請書を作成し、取組主体に提出するものとする。

(2) 本要領本体第5の1に基づき、取組主体は別添2-2により事業実施計画書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)により提出された事業実施計画書を踏まえ、別添2-3により都道府県事業実施計画を作成し、交付等要綱第7第1項に基づき作成した交付申請書に添えて地方農政局長等に提出する。

2 事業実施計画の変更

交付等要綱第13に定める重要な変更に係る手続は、交付等要綱別表1に掲げる変更がある場合に行うものとする。

3 生産終了報告

交付対象者は、生産を終了した際に、別添2-1により報告書を作成し、取組主体に対し取組面積を報告する。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

(1) 取組主体は、本要領本体第6の1に基づき、実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により取組主体から事業実施状況報告書の提出があった

場合は、その内容を点検し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該取組主体に対して必要な指導を行うものとする。

- (3) 都道府県知事は、(2)による報告点検結果について、報告があった年度の7月末までに、別添2-4により、地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) (3)により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、成果目標の達成等が見込まれないと判断した時は都道府県知事に対して必要な指導を行うものとする。

2 事業の評価

- (1) 取組主体は、本要領本体第7の2に基づき、自己評価を行い、評価報告書により都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により取組主体から評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該取組主体に対して必要な指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)による報告点検結果について、報告があった年度の7月末までに、別添2-4により、地方農政局長等に報告するものとする。
- (4) 都道府県知事は、目標年度において取組主体が成果目標を達成していないと判断する場合、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添2-5により提出させるものとする。
- (5) 都道府県知事は、(4)により取組主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、(3)及び(5)により報告のあった場合には、成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、都道府県知事に対して必要に応じて指導・助言を行うものとする。
- (7) 地方農政局長等は、(3)及び(5)により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。
また、(6)の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

- (1) 国は、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金を本要領本体別表2に定める事業実施主体に交付するものとする。
- (2) 事業実施主体への本交付金の交付額は、別添4に掲げる方法より算定する。
- (3) 国は、地方農政局長等が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- (4) 国は、(1)による交付金の交付後において予算残額がある場合又は事業実施主体から交付金の減額等を受けた場合は、当該予算残額又は減額等を受けた額について、ほかの事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加

交付することができる。

2 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

- (1) 交付対象者は、交付申請の際に、チェックシート別添3-1に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出するものとする。

また、生産終了報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

- (2) 取組主体は、(1)により提出されたチェックシートを取りまとめ、交付申請及び実績報告の際に都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)により提出されたチェックシートを交付申請及び実績報告の際に地方農政局長等に提出するものとする。

3 推進指導等

- (1) 都道府県知事は、取組主体の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に該当する取組主体が新たに本事業の実施を要望する場合、取組主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、取組主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該取組主体について、第1の1の(2)の体制を有しないものとして事業の実施を認めないものとする。。
- (3) 都道府県知事は、取組主体に対し、受益者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等の対応に努めるよう働きかけるよう指導するものとする。

4 留意事項

取組主体及び交付対象者は、種子の生産に当たっては、種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成14年農林水産省告示第933号）」を遵守するものとする。また、生産のほか、登録品種や種子の販売等を行う場合においては、種苗法の関係規定を遵守するものとする。

持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援
(新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援)

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 (年目)

取組主体名：

都道府県・市町村名：

1 取組主体

取組主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 新規品種の生産・供給体制構築に向けた取組方針

(1) 新規品種導入に向けた生産・供給体制の現状及び課題

(2) 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築に向けた取組方針

※ (1) の現状と課題を踏まえ、これに対応するために取り組む内容を具体的に、かつ、従前との違いが分かるように記載すること
(詳細については別紙でも可)。

(3) 事業成果の普及(波及効果の発現)に向けた取組方針

4 成果目標

新規導入品種の種子を一般栽培へ供給

成果目標年度：

対象作物・品種名：

※成果目標年度は、「一般栽培に供給を開始する年度」とし、事業実施の開始年から起算して4年以内とする。

(参考) 一般栽培への種子供給量

作付面積 (a)	
供給量 (kg)	

5 事業費の具体的な内訳
 (1) 経費の配分及び負担区分

取組内容	別表 1 に掲げる 経費の費目	事業量 (単価、回数、 面積等)	補助事業に要す る経費(円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
ア 検討会の開催等						
イ 栽培実証						
ウ 栽培マニュアルの作成						
エ 栽培技術講習会の開催						
オ 実需者側との品質評価検討						
カ 農業機械等の導入等						
合計						

※1：費目について、一つのメニューにおいて複数の費目を活用する場合は、行を追加して記入すること。

※2：仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 事業完了(予定)年月日 年 月 日

6 令和〇年度の月別スケジュール

取組内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考

※ 1 : 5に記載した取組内容等をどのようなスケジュールで進めていくか記載すること。
※ 2 : 月別の欄には取組時期に矢印を記載すること。

7 機械等の導入等

対象機械等	種別	台数	機械等管理者	事業費 (円)	うち国庫補助金 (円)
計					

※ 1 : 複数の機械等を導入等する場合、表を追加し、機械ごとに記入すること。
※ 2 : 「種別」の欄には、「導入」又は「リース導入」のいずれかを記入すること。

8 事業費の概要

(千円)

	○年度 (事業開始年度)	○年度 (事業開始2年目)	○年度 (事業開始3年目)	合 計
事業費				

※ 詳細については、別記に記載すること。

9 事業完了年度までの年度活動計画

事業開始年度：○年度の活動計画
事業開始2年目：○年度の活動計画
事業開始3年目：○年度の活動計画
その他

10 活動評価と改善の方法

(1) 評価体制

--

(2) 評価に対する改善

--

11 添付書類

- (1) 規約の写し
 - (2) 直近の収支予算（又は、収支決算）の写し
 - (3) 役員名簿、構成員名簿、会計規定、旅費規程、謝金規定の写し
 - (4) 事業実施体制図
 - (5) 高温耐性品種、多収品種、米粉用品種等であることの根拠資料
 - (6) 事業費の積算根拠の確認に必要な見積書等の写し
 - (7) 事業実施計画に記載している数値の根拠が確認できるもの
 - (8) 事業の一部を委託する場合、備品等を購入する場合、機械を導入等する場合、試験等の役務を依頼する場合等は、業者選定の理由書又は3社以上の見積書やカタログの写し
 - (9) 事業の一部を委託する場合は、委託契約書案の写し
 - (10) その他都道府県が必要と認める資料を添付すること。
- ※継続申請であり、かつ、内容に変更がない場合は、提出を省略することが可能。ただし、(2) 及び (9) については省略不可。

機械等の導入等(明細書)

導入用

取組主体	
------	--

機械等の購入の詳細

機械番号(購入)	
機械名	
製造会社名、型式名	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・ 取得年月・台数など)	
機械等の選定理由 及び規模決定の根拠	
機械等の納入業者 の選定方式	
一般競争入札以外 の選定方式の場合、 その理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
購入価格に要する費用 (税抜)	(円)
購入価格に要する費用 (税込)	(円)
国庫補助金	(円)
備考	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「購入価格に要する費用(税抜、円)」の欄には、購入する農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(消費税抜価格))を記入すること。なお、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額を控除した額を記入すること。

注3:「国庫補助金」の欄には、処分益を控除した上で購入価格(税抜)×1/2以内の額を記入すること。

注4:「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額(消費税込み)を記入すること(計画時に処分益が明らかでない場合は、その旨を記載し、実績時に反映させること。)

なお、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業(農業機械の導入)を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名(制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

注5:機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号(購入)」欄に連番を付すこと。

機械等の導入等(明細書)

リース導入用

取組主体	
------	--

機械等のリース料等の詳細

機械番号(リース)	
機械名	
製造会社名、型式	
数量	台
対象作物	
利用規模	
現有機の有無 (有の場合:能力・ 取得年月・台数など)	
リース期間	
機械の選定理由及び 規模決定の根拠	
機械等納入業者又は リース事業者の選定方 式	
一般競争入札以外 の選定方式の場合、 その理由	
機械等管理者	
保管・設置場所	
リース物件取得 予定価格(税抜) ①	(円)
リース期間終了後 の残存価格(税抜) ②	(円)
リース料助成申請 額 ③	(円)
リース諸費用(税 抜) ④	(円)
消費税 ⑤	(円)
事業実施主体負担 リース料(税込) ①-②-③+④+⑤	(円)
助成申請額の算出算式 (いずれか小さい額)	

注1:「機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。また、必要に応じ、規模決定根拠が分かる資料を添付すること。

注2:「物件取得予定価格(税抜、円)」の欄には、リースする農業機械の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注3:リース期間は、リース期間(年月)もしくは年数のどちらかを記入すること。

注4:リース助成申請額には、「リース物件価格×リース期間/耐用年数×1/2以内」と「(リース物件価格－残存価格)×1/2以内」のいずれか小さい額を記入すること。
また、使用した算式を助成申請額の算出算式に記入すること。

注5:リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注6:機種・型式の違う複数の農業機械を導入する場合は、表を追加し、「機械番号(リース)」欄に連番を付すこと。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援）の事業実施状況報告及び評価報告
（ 年度）

都道府県知事 氏 名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長及び畜産局長通知）第6の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注1）関係書類として、別記の事業実施状況報告を添付すること。

（注2）本体要領第7の2の規定に基づき、評価報告を行う場合は、下線部を追加すること。

持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援） 事業実施状況報告及び評価報告書

（都道府県名： ○○年度）

市町村名	取組主体名	対象作物・品種	成果目標	事業実施後の状況（kg）					事業内容	事業費 （円）	負担区分（円）		事業完了 年月日	取組主体の自己点 検結果及び自己評 価	都道府県における事 業実施状況の点検結 果及び評価結果	備考
				事業開始 前年 （△△ 年）	1 年 目 （□□ 年）	2 年 目 （◇◇ 年）	3 年 目 （○○ 年）	目 標 年 （○○ 年）			国庫補助金	その他				
（例） 〇〇市	〇〇	〇〇	種子の供給	0					検討会の開催、栽培実証、マニュアル作成							

※1：別添として、各取組主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）を添付すること。
※2：事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。
※3：目標年度にあっては、表題及び表中の下線部を追加し、事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
※4：その他都道府県が必要と認める資料を添付すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援）における改善計画について

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援）において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、別記の改善計画を実施しますので、報告します。

別添 1－3 別記

取組主体名	〇〇〇〇
-------	------

1 事業の導入及び取組の経過

--

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題

--

3 事業の実績及び改善計画

成果目標	対象作物・品種	単位	事業実施後の状況					改善計画
			事業開始 前年度	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	
			(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)
種子の供給		(kg)						

※目標年は取組終了年度の翌年度とする。
※改善計画に 2 年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

4 改善方策

(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)

--

5 改善計画を実施するための推進体制

--

別添 2 - 1

年 月 日

〇〇 殿

交付対象者
住所
電話番号

新規参入の促進支援交付申請書（報告書）

持続的生産強化対策事業交付等要綱に定められた事業の要件等を了知した上で、新規参入の促進支援を受けたいので、下記のとおり申請（報告）します。

記

対象作物	品種	予定（実施）面積 (a)	備考
稲			
麦類			
大豆			
合計			

※品種が複数ある場合は行を追加し、品種毎に記入すること。

（添付書類）

- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート別添 3 - 1
- ・その他取組主体が必要と認める書類

持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援
(種子生産への新規参入の促進支援)

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 (年目)

取組主体名：

都道府県・市町村名：

1 取組主体

取組主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 事業実施総括表

(1) 稲

取組主体名	交付対象者名	品種名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
稲計①						

(2) 麦類

取組主体名	交付対象者名	品種名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
麦類計②						

(3) 大豆

取組主体名	交付対象者名	品種名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
大豆計③						

(4) 取組主体計 (①+②+③)

交付対象面積 (a) :

国庫補助金 (円) :

※ 1 : 「交付対象面積」欄には、農業者ごとにa未満を切り捨てた値を記入すること。
※ 2 : 「事業要件の確認方法」欄には、新規で種子生産を行うことを確認するための具体的な方法や資料名を記入すること。
※ 3 : 優先採択に該当する場合は、「備考」欄に優先採択の内容を記入すること。

4 添付書類

- (1) 規約の写し
- (2) 直近の収支予算（又は、収支決算）の写し
- (3) 役員名簿、構成員名簿、会計規定、旅費規程、謝金規定の写し
- (4) 事業実施体制図
- (5) その他都道府県が必要と認める資料

持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（種子生産への新規参入の促進支援） 都道府県事業実施計画

（都道府県名： 〇〇年度）

（１） 稲

取組主体名	交付対象者名	品 種 名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
	小 計					
	小 計					
稲計①						

（２） 麦類

取組主体名	交付対象者名	品 種 名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備 考
	小 計					
	小 計					
麦類計②						

(3) 大豆

取組主体名	交付対象者名	品 種 名	交付対象面積 (a)	国庫補助金 (円)	事業要件の確認方法	備考
	小計					
	小計					
大豆計③						

(4) 都道府県計 (①+②+③)

交付対象面積 (a) :

国庫補助金 (円) :

※ 1 : 「交付対象面積」欄には、農業者ごとにa未満を切り捨てた値を記入すること。

※ 2 : 「事業要件の確認方法」欄には、新規で種子生産を行うことを確認するための具体的な方法や資料名を記入すること。

※ 3 : 優先採択に該当する場合は、「備考」欄に優先採択の内容を記入すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築
支援（種子生産への新規参入の促進支援）の事業実施状況報告及び評価報告
（ 年度）

都道府県知事 氏 名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第
1993号農産局長及び畜産局長通知）第6の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注1）関係書類として、別記の事業実施状況報告を添付すること。

（注2）本体要領第7の2の規定に基づき、評価報告を行う場合は、下線部を追加
すること。

持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（種子生産への新規参入の促進支援） 事業実施状況報告及び評価報告書

（都道府県名： ○○年度）

市町村名	取組主体 名	対象作物	成果目標	事業実施後の状況（a）					事業費 （円）	負担区分（円）		事業完了 年月日	取組主体の自己点 検結果及び自己評 価	都道府県における事 業実施状況の点検結 果及び評価結果	備考
				事業開始 前年 （△△ 年）	1 年 目 （□□ 年）	2 年 目 （◇◇ 年）	3 年 目 （○○ 年）	目標年 （○○ 年）		国庫補助金	その他				
 <															

※ 1：別添として、各取組主体が作成した事業実施状況報告書（目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書）を添付すること。
※ 2：事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の事業の実施状況については、点検結果、課題及び課題の改善方法について、記載すること。
※ 3：目標年度にあつては、表題及び表中の下線部を追加し、事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
※ 4：その他都道府県が必要と認める資料を添付すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

取組主体名
代表者氏名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（種子生産への新規参入の促進支援）における改善計画について

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援（新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援）において、当初の事業実施計画における目標の達成に向け、別記の改善計画を実施しますので、報告します。

別添 2－5 別記

取組主体名	〇〇〇〇
-------	------

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及びそれを解決する上での課題

3 事業の実績及び改善計画

成果目標	対象作物・品種	単位	事業実施後の状況					改善計画
			事業開始 前年度	1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	
			(年)	(年)	(年)	(年)	(年)	(年)
種子生産の継続		(a)						

※目標年は取組終了年度の翌年度とする。
※改善計画に 2 年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

4 改善方策
(事業内容の見直しも含めた、課題解決に必要な方策を具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート(農業経営体向け)

・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

・以下に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する(実施した)旨をチェックしてください。

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
①		肥料の適正な保管	
②		肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
③		作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	
④		有機物の適正な施用による土づくりを検討	

	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
⑤		農薬の適正な使用・保管	
⑥		農薬の使用状況等の記録・保存	
⑦		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	
⑧		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	
⑨		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	

	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩		農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
⑪		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	

	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬		ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	

	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	
⑮		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	

	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯		みどりの食料システム戦略の理解	
⑰		関係法令の遵守※	
⑱		農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	
⑲		正しい知識に基づく作業安全に努める	

※関係法令の遵守については、以下の環境関係法令等を遵守するものとする。

(1)適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）

(2)適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

(3)エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）

(4)悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）

(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

(6)生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）

(7)環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート(民間事業者・自治体等向け)

・環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

・以下に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する(実施した)旨をチェックしてください。なお、各取組について該当しない場合は、チェック欄に斜線を引いてください。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥・防除	報告時 (しました)
①		環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②		環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)	

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
④		省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)ように努める	
⑤		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑧		資源の再利用を検討	

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨		生物多様性に配慮した事業実施に努める	
⑩		排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪		みどりの食料システム戦略の理解	
⑫		関係法令の遵守	
⑬		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
⑭		機械等の適切な整備と管理に努める	
⑮		正しい知識に基づく作業安全に努める	

※関係法令の遵守については、以下の環境関係法令等を遵守するものとする。

(1)適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号）

(2)適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

(3)エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号）

(4)悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号）

(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

(6)生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）

(7)環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

別添 4 持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援の配分基準

持続的種子生産に向けた生産・供給体制構築支援の配分基準は以下のとおりとする。

第1 都道府県配分額の決定

本要領本体第5の1に規定する事業実施計画について、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

1 新規品種導入に向けた生産・供給体制構築支援

- (1) 外部の有識者等で構成される選定審査委員会において、別表のポイント付けによる審査基準に基づき審査を行い、審査基準に基づくポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。
- (2) 同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。
- (3) (2)により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の8割を下限とする範囲内で配分する。

2 種子生産への新規参入の促進支援

- (1) 交付単価2万円/10aとし、交付対象者の要望額を都道府県ごとに合計した額を配分する。
- (2) (1)により配分額を算出した結果、全国の総額が国の交付上限額を上回る場合、予算の範囲内で調整を行う。なお、調整については、まず以下のアからウまでに該当する交付対象者を優先採択として2万円/10aで配分後、配分可能額に応じて交付単価を調整して配分する。

ア 高温耐性品種、多収品種又は米粉用品種に取り組む者。

イ 環境負荷低減事業活動実施計画（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第1項に規定する計画をいう。別表において同じ。）又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（同法第21条第1項に規定する計画をいう。別表において同じ。）の認定を受けている者。

ウ 生産方式革新実施計画（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に規定する計画をいう。別表において同じ。）の認定を受けている者。

第2 留意事項

配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局等が認める場合は、この限りでない。

別表（審査基準）

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去３ヶ年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第１項又は第２項の規定に基づく交付の決定の取消しを受けたことのある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性及び加算を除く審査基準のうち１項目でも０ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標 の妥当性】	・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
	・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。	一部認められる。	1
	・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	認められない。	0
効率性 【事業実施計画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。	十分認められる。	5
	・予算計画は妥当なものになっているか。	概ね認められる。	3
	・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。	一部認められる。	1
	・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	認められない。	0
実現性 【事業実施体制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
	・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。	一部認められる。	1
	・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。	認められない。	0
公益性 【国の支援の妥当性】	・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。	十分認められる。	5
	・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。	概ね認められる。	3
	・新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	一部認められる。	1
		認められない。	0
必要性	・事業実施計画が種子の供給に資するものとなっているか。	十分認められる。	5
	・事業実施計画について、今後の普及が見込まれるものとなっているか。	概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
	・喫緊の課題として本事業に取り組む必要が示されているか。	認められない。	0

取組品種	本事業で取り組む品種が以下のいずれかに該当するか。	1に該当する。	5
	1 高温耐性品種、多収品種又は米粉用品種	2に該当する。	1
	2 病虫害抵抗性品種	3に該当する。	0
	3 1及び2以外の品種		
加算	以下の項目にそれぞれ該当していると認められるか。	4つ満たす。	4
	1 受益農業従事者に新規種子生産者が含まれる場合。	3つ満たす。	3
	2 実需者と連携した推進体制となっている場合。	2つ満たす。	2
	3 取組主体の構成員が以下のいずれかの計画の認定を受けている場合。	1つ満たす。	1
	①環境負荷低減事業活動実施計画	1つも満たさない。	0
	②特定環境負荷低減事業活動実施計画		
	4 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合。		